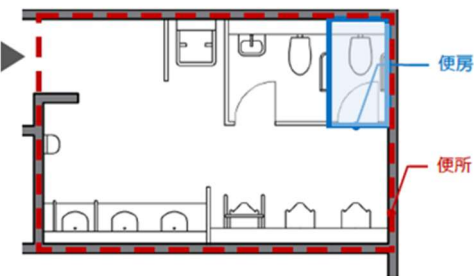


トイレの案内表示について

人街条例では、誰でも安心して使えるよう、様々な設備の設置が求められています。また、それらの設備があることを分かりやすく表示することで、利用者の方も安心して施設を利用することができます。

人街条例の案内標識の設置位置の基準

- 案内標識はその設備が設けられた便房の戸またはその付近に設ける。
- 乳幼児用設備、車椅子使用者用便房、オストメイトの表示は便所の入り口にも設置する。(便所に入らなくても、どんな設備があるか分かるように)



- 便房とは便器のある個別の空間
- 便所とは便房を有する一連の空間

(人街条例の取扱い)

●全ての便房に洋式便器と手すりがある場合

便所内のすべての便房に洋式便器と手すりが設置されている場合は、各便房に当該標識を設置することに変えて、便所の出入口にすべての便房に洋式便器と手すりが設置してあることがわかる表記とすることも可能。



●有料老人ホーム等の個室又は住戸内に設ける便房の案内表示について

入居者のみが利用する個室又は住戸に設けられるすべての便房に洋便器及び手すりが設置してある場合、利用者が通常使用する出入口等の見やすい位置に、個室又は住戸のすべてに洋便器及び手すりが設置がされている旨を表示することで各便房への標識の設置は省略可能。

●車椅子使用者用便房の標識があれば洋式便器及び手すりの標識の設置は不要

案内標識(ピクトサイン)の事例

□囲いのあるものは JISZ8210



お手洗



男女共用お手洗



洋式便器
+ 手すり



障害のある人が
使える設備



おむつ交換台



ベビーチェア

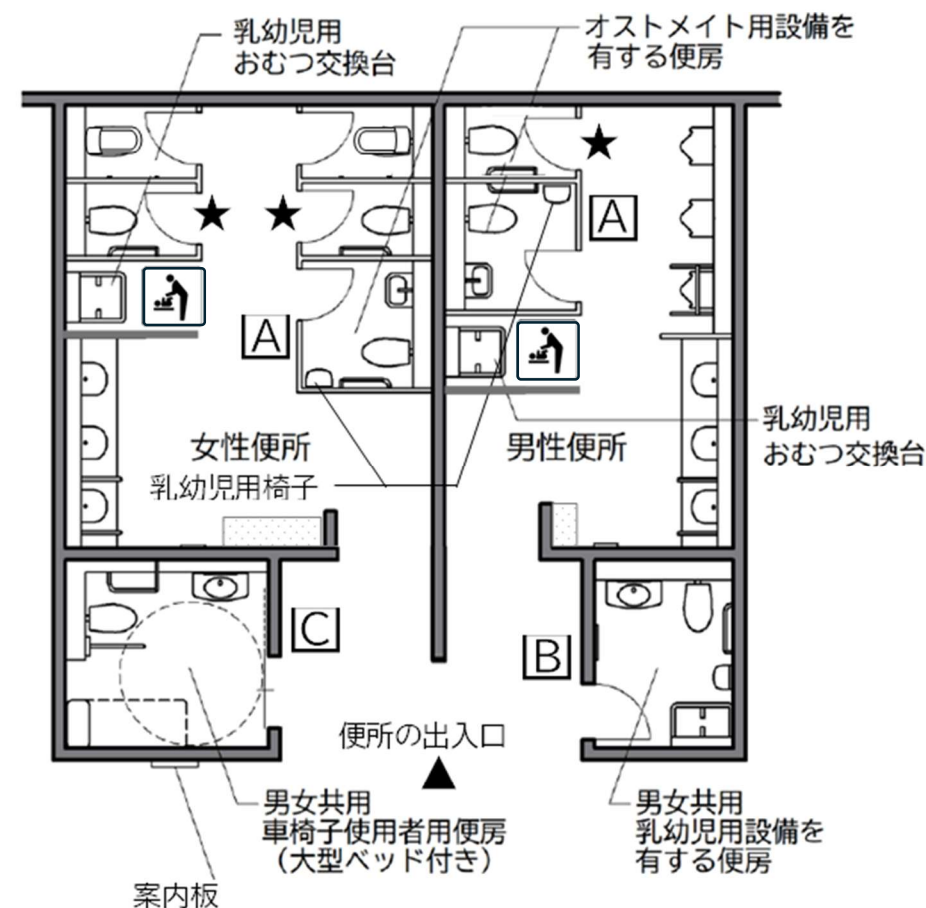


オストメイト



介助用ベッド

※ 網掛けは人街条例で設置が求められる設備
男女の別がある場合は男女とも使える必要あり



▲ : 便所の出入口

★ :

A :

B :

C :

手すりは、片側が不自由な人もいるので、左右両側設置や複数ある場合は左右別の手すりを備えたブースの計画を検討してください。

Column

機能分散について

車椅子使用者用便房に複数の機能(設備)を集約すると、一つの便房に利用者が集中することから、「車椅子使用者用便房」、「オストメイト設備を有する便房」及び「乳幼児用設備を有する便房」は分散して配置することが望ましい。

利用者のニーズ	車椅子使用者への対応	排泄介助(おむつ交換等)への配慮	オストメイト利用者への対応	乳幼児連れへの対応	異性介助・性の多様性への配慮
求められる空間	車椅子使用者等が円滑に利用できる十分な空間	排泄物の処理等ができる広さ	ベビーカーでも入れる広さ	男女共用に配慮した位置・介助ができる広さ	
求められる設備	・手すり ・洋式便器等	・左記+ ・介助用ベッド等	・オストメイト設備 ・着替え台等	・ベビーチェア ・おむつ替え台 ・着替え台等	・カーテン等 ・着替え台等

下線の設備は条例で基準化

トイレの案内板について

トイレの案内板設置位置の例

- 施設案内に便所の機能を案内
- 便所の出入口に設け便所内の配置を案内
- 便房の出入口に設け便房内の配置を案内



例: バリアフリートイレの便房内の案内

点字表記と案内板までの誘導ブロック等の設置が望ましい。